

日本自殺総合対策学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本自殺総合対策学会（Japanese Society of Comprehensive Suicide Countermeasures）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第3条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法等により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、自殺対策の「実践の現場」、「研究」、「政策」との連動性を高め、新たな自殺対策の政策形成に資する学術的基盤を会員相互で共有し、その成果が自殺対策の推進に資するよう、社会に還元することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自殺対策に関する大会の開催及び講演・研修会等の開催
 - (2) 学会の定期刊行物等の発刊
 - (3) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業を行うために必要な細則は、理事会において定める。
- 3 第1項の事業は、国内外において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 会員と代議員

(会員の種別)

第7条 本会に次の会員を置く。

- (1) 普通会員 本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める者。
- (2) 法人会員 本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める法人、団体。
- (3) 学生会員 大学及びこれらに準ずる学校に在籍し、自殺対策に関心のある大学院生・学部学生であって、本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める者。なお入会方法については別途定める。

(普通会員の入会)

第8条 普通会員になろうとする者は、学会員の紹介による入会申込書に当該年度の会費を添

えて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 普通会員は、会費を当該年度の6月30日までに納入しなければならない。ただし、新入会員は入会時に納入するものとする。

(会員の権利)

第9条 普通会員及び法人会員は、大会で研究を発表し、学会の発刊する定期刊行物の配布を受けることができる。

(会員の退会)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員の資格を失う。

(1) 本人より退会の申出があったとき。

(2) 会費を翌年度末までに納入しなかったとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 会員としてふさわしくない行為により除名処分を受けたとき。ただし、除名処分に関する規定は別に定める。

(代議員の選任)

第11条 本会は、普通会員から地域別、職能別に代議員を選出する。

2 地域別の代議員の定数は、地域ブロック別に各2名とする。地域ブロックの区分は、北海道・東北ブロック、関東・甲信越ブロック、中部・東海ブロック、関西・中国ブロック、四国・九州ブロックとする。

3 職能別の代議員は学術部会より2名、地域連携部会より2名、民間団体部会より2名とする。

4 代議員の選出に必要な細則は別に定める。

5 代議員は、普通会員の中から選ばれることを要する。

6 代議員の選出は、3年に一度実施し、代議員の任期は選任の3年後までとする

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選任することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

第4章 代議員会

(種類及び構成)

第12条 本会の代議員会は、定時代議員会と臨時代議員会の2種とする。

2 代議員会は、代議員をもって構成する。

3 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(開催)

第13条 定時代議員会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時代議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権を有する代議員5名以上は、理事長に対し、臨時代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時代議員会の招集を請求することができる。

(権限)

第 14 条 代議員会は、次の事項及び法令に規定する事項に限り決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 公益目的事業の廃止
- (6) 解散，継続合併の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (9) その他，代議員会で決議するものとして定款で定められた事項

2 代議員会は，あらかじめ代議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(招集)

第 15 条 代議員会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は，臨時代議員会開催の請求があったときは，その請求のあった日から 30 日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは，各理事が臨時代議員会を招集することができる。

3 代議員会を招集する場合には，理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 代議員会の日時及び場所
- (2) 代議員会の目的である事項（当該事項が役員等の選任，役員等の報酬等，事業の全部の譲渡，定款の変更，合併のいずれかであるときは，その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
- (3) 代議員会に出席できない代議員が議決権を代理行使する場合の委任状様式及び提出期限。

(招集通知)

第 16 条 理事長は，少なくとも代議員会の 14 日前までに，前条第 3 項各号に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録により，招集通知を発しなければならない。

第 17 条 代議員会の議長は，大会長がこれに当たる。

(定足数)

第 18 条 代議員会は，総代議員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 19 条 代議員会の決議は，出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず，次の決議は，総代議員数の半数以上であって，総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡

- (5) 解散及び継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) その他法令で定められた事項
(議決権の代理行使)

第20条 代議員会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として代議員会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員は、代理権を証明する委任状をあらかじめ本会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、代議員会ごとに行なければならない。

3 第1項の場合における第18条、第19条の規定の適用については、その代議員は代議員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 代議員会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び代議員会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

3 代議員会の議事の要領及び議決した事項は、学会のホームページ等で会員に通知する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 大会長 1名
 地域別理事 5名
 職能別理事 6名
- (2) 監事 2名

第23条 理事長、地域別理事ならびに職能別理事の候補を選出するため、代議員による理事長候補推薦選挙及び理事候補推薦選挙を行う。

2 代議員は理事長候補推薦選挙、理事候補推薦選挙に立候補することができる。

3 地域別理事候補は代議員会が定める地域ブロックの区分により、職能別理事候補は代議員会が定める職能別の区分により、それぞれの区分に属する代議員の互選により選出する。

4 理事及び監事は、代議員会において選任される。この決議は各候補者ごとに行う。

5 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

6 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

7 役員を選任に関する細則は、代議員会の議を経て別に定める。

(理事等の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款及び法令で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は本会を代表しその業務を執行する。

3 理事は本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が理事会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を代議員会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第26条 理事並びに監事の任期は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、定数に足りなくなる場合、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事で、任期中に当会会員資格を喪失した者は、その資格を失う。

(役員退任)

第27条 役員は、いつでも辞任することができる。

(報酬等)

第28条 会員である役員は無報酬とする。その他の役員の報酬は、理事会で定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 代議員会の議案等の決定

(5) 細則等の制定, 変更, 廃止

(開催)

第31条 理事長は概ね半年に一度定例理事会を開催する。

2 理事会は定例理事会以外に次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に, その日から14日以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に, その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第25条第1項第5号の規定により, 監事から招集の請求があったとき, 又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は, 理事長が招集する。ただし, 理事長以外の理事及び幹事から請求があった場合を除く。

2 理事長は, 前条並びに前項の規定による請求があったときは, その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは, 各理事又は監事が理事会を招集することができる。

3 理事会を招集するときは, 会議の日時, 場所, 目的及び審議事項を記載した書面をもって, 少なくとも7日前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず, 理事及び監事の全員の同意があるときは, 理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は, 理事長がこれに当たる。

(定足数及び議決)

第34条 理事会は議決に加わることができる理事現在数の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会の決議は, 決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し, その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については, 法令で定めるところにより, 議事録を作成し, 理事会に出席した理事長及び監事は議事録の承認を行う。

第7章 大会及び委員会

(大会)

第36条 大会を年1回開催する。

2 大会の大会長及び副大会長を, 大会開催の前年度の理事会において定める。

3 その他大会の組織及び運営等については, 理事会の議決を経て定める。

(編集委員会)

第 37 条 本会に、定期刊行物を発行するために編集委員会を置く。

2 編集委員会の任務及び運営等については、理事会の議決を経て定める。

(その他の委員会)

第 38 条 本会に前条に定めるもののほかに委員会を置くことができる。

2 委員会の設置、任務、運営等については、理事会の議決を経て定める。

第 8 章 財産及び会計

(事業計画及び予算)

第 39 条 本会の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みに関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を経て、学会会員に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に次の書類を理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は、その内容を学会会員に対し書面等で報告しなければならない。

(剰余金)

第 41 条 本会の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰り越し、分配はしないものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 本会の定款を変更するときは、代議員会の決議を経なければならない。

(解散及び残余財産の帰属)

第 43 条 本会は、次の事由により解散する。

(1) 代議員会による解散の決議があったとき

(2) 合併(当該合併により本会が消滅する場合に限る。)

(3) 破産手続開始の決定

(4) 裁判所による解散命令があったとき

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第44条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第45条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 事務局職員は、理事長が任免する。

3 事務局職員の勤務条件及び給与等は理事長が決定する。

第13章 附則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて法令の定めるところによる。

令和2年12月16日施行

別表 代議員選挙区分表

(地域別) 各ブロック 2人

ブロック区分 都道府県名

東北・北海道ブロック：北海道，青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島

関東・甲信越ブロック：東京，茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，神奈川，新潟，山梨，長野

東海・北陸ブロック：富山，石川，福井，岐阜，静岡，愛知，三重

関西・中国ブロック：滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山，鳥取，島根，岡山，広島，
山口

四国・九州・沖縄ブロック：徳島，香川，愛媛，高知，福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，
宮崎，鹿児島，沖縄

(職能別) 各職能 2人

学術関係： 大学・研究機関等

地域連携関係：地域自殺対策推進センター等の行政関係者等（都道府県，市町村），政策関係者等

民間団体関係：自殺対策に取り組む民間団体等

発足時の代議員は地域別，職能別の関係者の互選・推薦にもとづき，理事会で候補者を選任する。

大会に関する規定

- 第1条 大会は年1回開催する。
- 第2条 大会の開催は年次大会長のもとで行う。
- 第3条 大会長は理事会にて選出する。
- 第4条 大会長は大会の開催にあたって、大会運営委員会を組織することができる。
- 第5条 大会の事務は大会事務局において処理する。

日本自殺総合対策学会定款に基づく会員の会費について

- 第1条 普通会员の会費年額は8,000円とする。
- 第2条 普通会员は会費をその年度の6月30日までに納入しなければならない。ただし、入会の場合はこの限りでない。
- 第3条 法人会員の会費年額は10,000円とする。
- 第4条 この規定を改正する場合には理事会の決議を必要とする。

日本自殺総合対策学会定款に基づく学生会員について

- 第1条 定款で規定する大学及びこれらに準ずる学校とは、大学、短期大学、専修学校・専門学校（ただし、高等学校卒業生等を対象とする学校のみ）、高等専門学校（ただし、4年次以上の学年のみ）、ならびに大学校（ただし、学位の取得できる学校のみ）とする。
- 第2条 学生会員は、大会に参加することができる。
- 第3条 学生会員は、大会で研究を発表することができる。発表する場合は当該年度の大会事務局で決定した大会開催要綱による。

個人情報保護方針

日本自殺総合対策学会は、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、下記の基本方針に基づき個人情報の管理を行い、会員の個人情報保護に厳重な注意を払います。

1 個人情報の収集・利用・提供

当学会は、個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

2 個人情報の安全対策と教育

当学会は、個人情報保護の重要性について、職員に対する教育啓発活動を実施するほか、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3 個人情報に関する法令・規範の遵守

当学会は、個人情報に関する日本の法令およびその他の規範を遵守します。

4 継続的改善

当学会は、以上の活動を実施するに当たり、個人情報保護を適切に維持するための規程を策定・運用し、運用状況について定期的に監査し、これを継続的に見直し、改善して行きます。

令和2年12月16日制定

個人情報保護規定

(目的)

第1条 この規定は、日本自殺総合対策学会（以下「学会」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、学会の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 この規定において個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(個人情報保護管理者)

第3条 学会に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）1名を置き、理事のうち1名を充てる。

2 保護管理者は、学会における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(監査責任者)

第4条 学会に、個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）1名を置き、監事をもって充てる。

(研修)

第5条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役員、事務局員及び大会事務局員（以下「役職員」という。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

(職員の責務)

第6条 役職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定めを遵守するとともに、保護管理者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(アクセス制限)

第7条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の役職員に限るものとする。

2 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 役職員は、権限を識別するための ID 及びパスワード等について適切に取り扱わなければならない。

(媒体の管理等)

第 8 条 役職員は、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第 9 条 役職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（パソコン内のハードディスクを含む。）が不要となった場合には、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第 10 条 役職員は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第 11 条 役職員は、保有個人情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

第 12 条 役職員は、コンピュータウイルス等による保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(バックアップ)

第 13 条 役職員は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(パソコンの限定)

第 14 条 役職員は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行うパソコンを限定するために必要な措置を講ずるものとする。

2 役職員は、保護管理者の許可を得ずに、パソコンを外部に持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第 15 条 役職員は、パソコンの使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、離席の際のログオフやパスワード付きスクリーンセーバーの使用等必要な措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第 16 条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における責任者等の管理体制を定め、個人情報に関する秘密保持等の義務その他役職員と同様の責務を果たすよう、必要な措置を講じなければならない。

(事案の報告及び再発防止措置)

第 17 条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った役職員は、速やかに保護管理者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長並びに関係する理事等に速やかに報告する。

3 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第 18 条 理事長が必要があると認めるときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

(点検)

第 19 条 役職員は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を保護管理者に報告するものとする。

(監査)

第 20 条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査を行い、その結果を保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第 21 条 保有個人情報の適切な管理のための措置については、点検又は監査の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第 22 条 本規定のほか、個人情報保護の事務処理に必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附則

1 本規定は、令和 2 年 12 月 16 日より施行する。

個人情報取扱規定

(目的)

第 1 条 日本自殺総合対策学会（以下「学会」という。）が収集する個人情報の種類、その収集・利用、第三者提供、開示・訂正・追加・削除及び保有期間については、この規定に定めるところにより取扱う。

(直接収集)

第 2 条 学会は、入会申込書（別紙 1）、連絡用紙（別紙 2）、会員情報変更ホームページ（別紙 3）、及び倫理審査委員会の諸規定に基づき、または、大会事務局が別に定める場合に個人情報を直接収集する。

(間接収集)

第 3 条 学会は、金融機関からの会費振込通知により、個人情報を間接収集する。

(利用目的)

第 4 条 収集する個人情報は、次の目的に利用する。

(1) 入会申込書、連絡用紙及び会員情報変更ホームページ会員データベースの作成更新、

会費の請求，会誌等の送付，理事会，代議員会及び委員会等の開催通知その他の連絡，
会員名簿の作成，退会処理，定期刊行物の編集及び発行
(第三者提供)

第5条 学会は，法令の定めによる場合及び個別に同意を得た場合以外には個人情報の第三者提供を行わない。

(開示・訂正・追加・削除)

第6条 学会は，会員，会員になろうとする者もしくは退会者から，当該本人に関する個人情報の開示，訂正，追加及び削除（以下「開示等」という。）を求められた場合には，遅滞なく開示等を行う。

(保有期間)

第7条 学会が保有する個人情報の保有期間は次のとおりとし，期間経過後遅滞なく廃棄する。

- 1 入会申込書 1年
- 2 連絡用紙 1年
- 3 大会事務局が別に定める場合 大会開催年度内
- 4 会員データベース 退会后 10年
- 5 金融機関からの会費振込通知 1年

(個人情報の破棄)

第8条

本規定施行の際学会が保有する個人情報については，保有期間を経過したものについては直ちに廃棄する。

(規定の改廃)

第9条 本規定の改廃は理事会の議を経て実施し，本学会の定期刊行物に掲載する。

附則

- 1 本規定は令和2年12月16日より施行する。